

最低工賃の改正決定に関する公示

埼玉労働局最低工賃公示第1号

家内労働法（昭和45年法律第60号）第10条の規定に基づき、埼玉県電気機械器具製造業最低工賃（平成18年埼玉労働局最低工賃公示第1号）の全部を次のように改正する決定をしたので、同法第12条第1項の規定により公示する。

令和7年4月10日

埼玉労働局長 片淵 仁文

埼玉県電気機械器具製造業最低工賃

- 適用する家内労働者 埼玉県の区域内で電気機械器具製造業に係る業務に従事する家内労働者
- 適用する委託者 前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者
- 第1号の家内労働者に係る最低工賃額 次の表の品目欄、工程欄及び規格欄の区分に応じ、金額欄に掲げる金額

品目	工程	規格	金額
リード線	穴通し（リード線を各種小型トランスの端子板へ穴通しするもの）	線径 0.5 ミリメートルのもの	1本につき 1円32銭
	はんだ付け（リード線と各種小型機器の端子部とについて行うもの（併せて附属作業を行うものを含む））	線径 0.5 ミリメートルのもの	1点につき 3円28銭
トランス	コア詰め（手動による鉄芯自動挿入機を使用するもの）	コアの幅が16ミリメートルで、かつ、厚みが0.35ミリメートルのものを13枚以上20枚以下に積むもの	1個につき 10円47銭

		コアの幅が 48 ミリメートル で、かつ、厚み が 0.5 ミリメ ートルのもの を 35 枚以上 40 枚以下に積む もの	1 個につき 13 円 08 銭
電気部品 (印刷回 路基板に 用いるも のに限 る。)	足曲げ	2 本足のもの	1 個につき 63 銭
印刷回路 基板	差し	2 端子の部品 について行う もの	1 個につき 92 銭
	差し及び曲げ		1 個につき 1 円 24 銭

4 効力発生の日 令和 7 年 5 月 10 日